

第2 基本方針

1. 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。



基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2. 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

【数値目標】

指標	現状(2004年)	~2015年(H27)	~2025年(H37)
間伐実施面積(累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

*現状値は、2004(H16)年度単年の間伐実施面積です。

【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。



基本方針2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増加しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることから、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指標	現状(2003年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	313千m ³	328千m ³	345千m ³

*数値は、木材需給報告書の統計数値によります。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

